

#### 4. 公的年金等控除の見直しのシミュレーション

(平成13年度厚生科学研究「年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究(財)年金総合研究センター」より)

平成10年度国民生活基礎調査の個票を再集計し、60歳以上の男女(世帯主)を単身/夫婦や世帯主の年齢等でグループ分けし、それぞれのグループごとの所得額階級、公的年金等受給額階級別にカテゴライズし、以下の見直し案での影響額をシミュレーションした。

見直し案	所得税の増収額
①公的年金等控除を全廃する	1兆2千億円
②定率控除を廃止し、現行の定額控除(65歳以上は100万円、65歳未満は50万円)のみの控除とする	2,463億円
③定率控除を廃止し、現行の最低保障額(65歳以上は140万円、65歳未満は70万円)のみの控除とする	739億円
④定率控除を廃止し、現行の老齢基礎年金の満額レベル(年齢によらず80万円)のみの控除とする	2,829億円
⑤公的年金等控除の控除内容を現行の給与所得控除と同様(※)にする	2,027億円
⑥定率控除部分の控除率を引き下げる ～360万円 25%→15%   ～720万円 15%→5% 720万円～ 5%→0%(廃止)	580億円
⑦65歳以上の控除の内容を現行の65歳未満の控除内容と同じにする 定額控除:100万円→50万円 最低保障額:140万円→70万円	1,620億円
⑧現行の公的年金等控除に1,000万円の所得制限を導入	890億円
⑨現行の公的年金等控除に500万円の所得制限を導入	1,840億円
⑩定率控除を廃止し、500万円の所得制限を導入	2,469億円
⑪定率控除を廃止し、現行の定額控除のみの控除とする	3,862億円

※ 給与所得控除の内容

給与収入	控除率
	(最低保障 65万円)
180万円以下の部分	40%
360万円以下の部分	30%
660万円以下の部分	20%
1,000万円以下の部分	10%
1,000万円超の部分	5%

## 経済的支援という観点からの 児童手当と扶養控除の比較

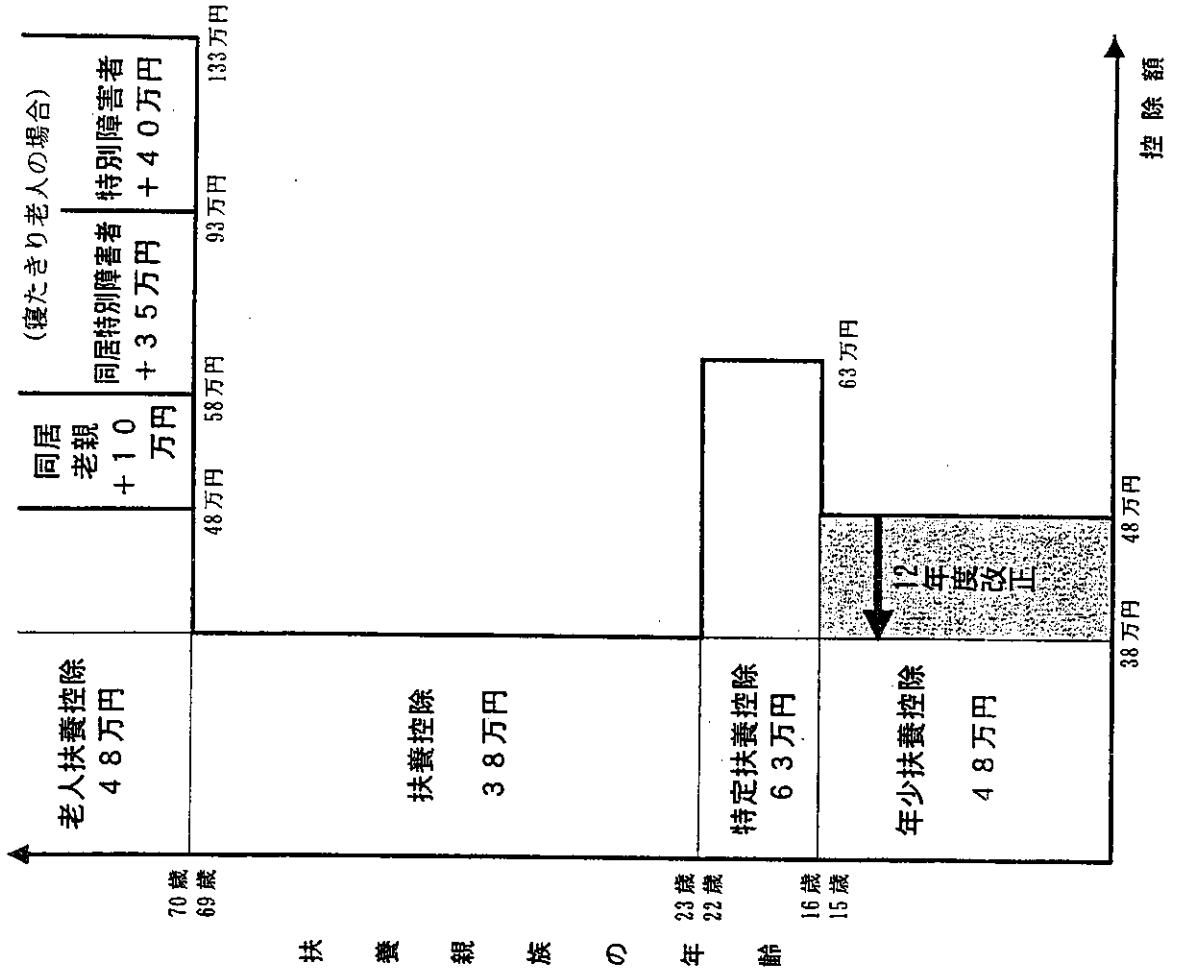
児童手当	扶養控除
<ul style="list-style-type: none"> <li>○低所得者等を対象に支給</li> <li>○所得制限があり、高所得者は対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一定所得以上の者（課税対象者）が対象</li> <li>○低所得者（非課税者）は対象とならない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○定額</li> <li>○比較的高所得者層が生活上当然と考える子どもの生計費まではカバーできない</li> </ul> <p>第1子・第2子 6万円（年額） 第3子 12万円（年額）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得額が高いほど減税効果が段階的に大きくなる</li> </ul> <p>&lt;所得税率 10%, 住民税 10%の世帯&gt; (例: 年収 600万円)</p> <p>年 8.1万円 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: left;">所得税 4.8万円 住民税 3.3万円</span></p> <p>&lt;所得税率 37%, 住民税 13%の世帯&gt; (例: 年収 3000万円)</p> <p>年 22.1万円 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: left;">所得税 17.8万円 住民税 4.3万円</span></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○現物給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○税額計算の一要素</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定財源（事業主の拠出）が仕組み得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般財源</li> </ul>

平成12年度児童手当制度改正の概要  
(児童手当法の一部を改正する法律)

1. 支給対象年齢の延長  
改正前 3歳未満 → 改正後 義務教育就学前まで  
(6歳到達後最初の年度末まで)
2. 支給対象児童数  
約 256万人 → 約 565万人
3. 手当額  
従来どおり  

第1子	月額	5,000円
第2子	月額	5,000円
第3子以降	月額	10,000円
4. 所得制限  
従来どおり
5. 費用負担  
0歳～3歳未満 従来どおり  
3歳～義務教育就学前 国 2/3 地方 1/3  
(公務員は全額所属庁)
6. 実施時期  
平成12年6月
7. 所要額(公費)  
約1,500億円(満年度ベース) 約2,200億円

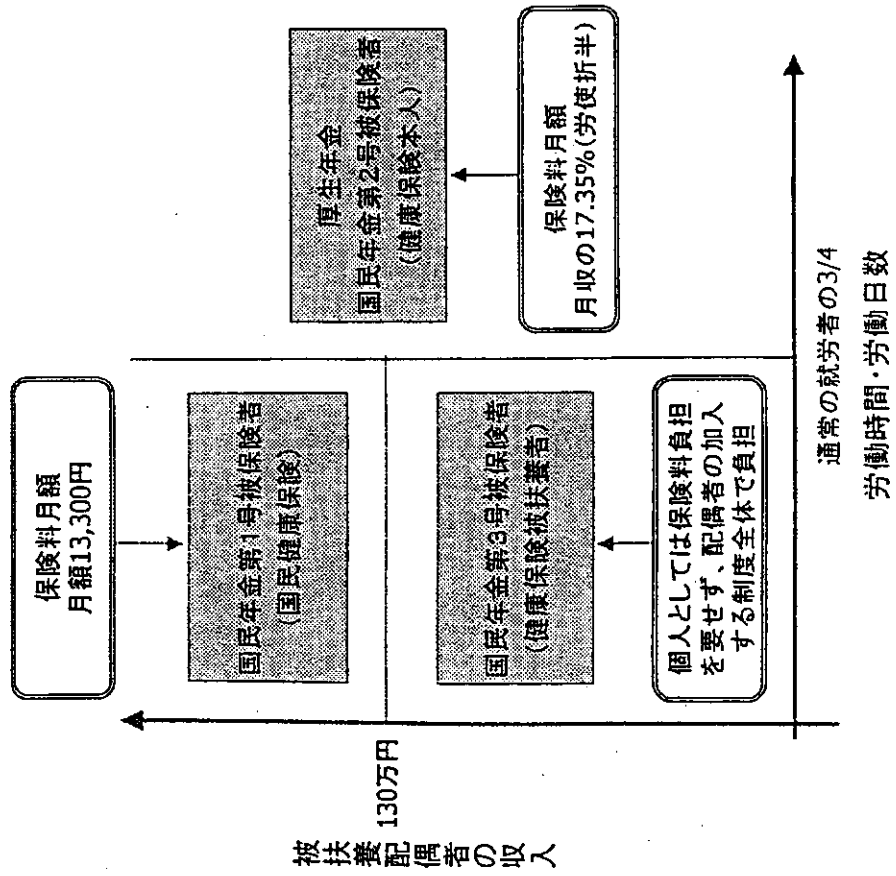
所得税における扶養控除の改正について(平成12年)



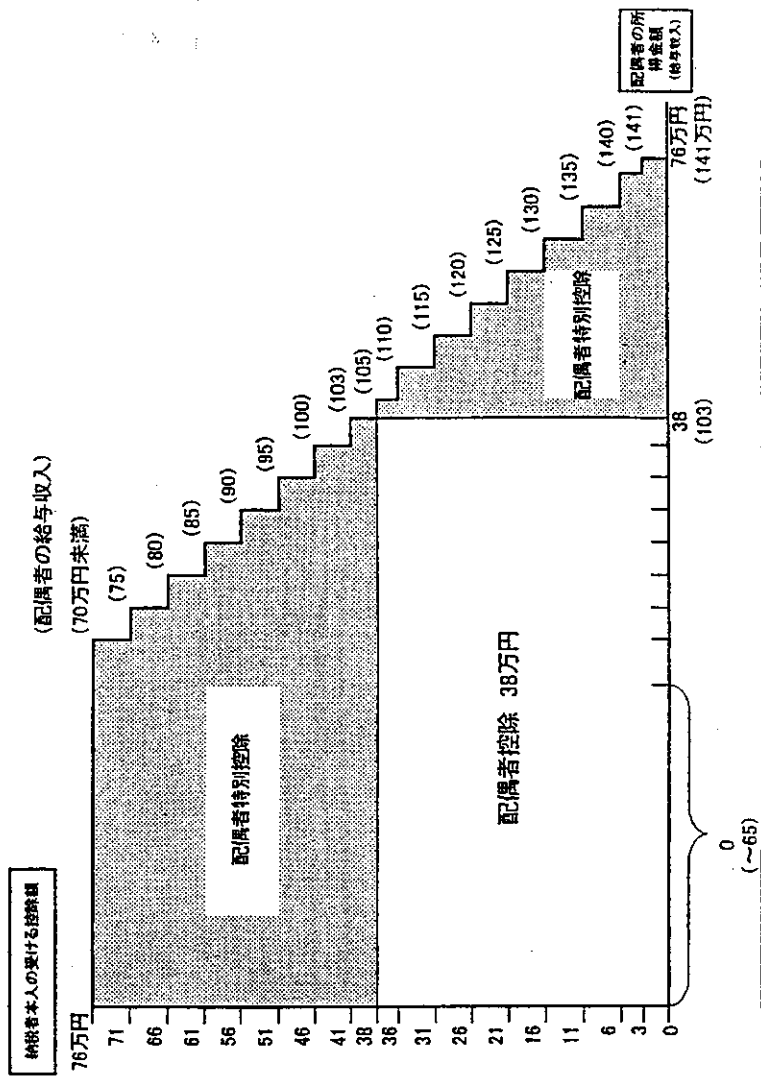
## 第3号被保険者制度と配偶者(特別)控除

	第3号被保険者	配偶者(特別)控除
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3号被保険者としての被保険者期間については、国民年金保険料(13,300円)を納付することを要しない。</li> <li>○ 年金給付に当たっては、第3号被保険者であった期間は、保険料納付済期間に合算する。</li> <li>○ 費用は、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により賄う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税ベースの所得を算出する際、納税者が一定所得金額以下の配偶者を有する場合は、配偶者控除(所得税:38万円、個人住民税:33万円)及び配偶者特別控除(所得税:最高38万円、個人住民税:最高33万円)を差し引く。</li> <li>○ 配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少。</li> </ul>
対象者の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2号被保険者(適用事業所に使用される者であって、労働時間が通常の就労者の3/4以上のもの)の配偶者で主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの(第2号被保険者である者を除く。)</li> </ul> <p>※第3号被保険者の認定要件:年収が130万円未満の者</p>	<p>【配偶者控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納税者と生計を一にする配偶者で、所得金額が38万円(給与収入では103万円)以下のもの。</li> </ul> <p>【配偶者特別控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間所得1,000万円以下の納税者と生計を一にする配偶者で、所得金額が76万円(給与収入では141万円)未満のもの。</li> </ul>
制度の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の年金権の確立のため、生活の基礎的な部分に対応する基礎年金を個人単位化し、専業主婦等を国民年金に強制適用。</li> <li>○ 費用負担は、通常所得はないことから、独自の負担を求めず、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により賄う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税単位を基本的に個人としつつ、配偶者や子供の扶養など世帯の状況による税負担能力(担税力)の減殺を調整。</li> <li>○ 配偶者については、かつて1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情がなることなどにかんがみ、昭和36年度に独立。</li> </ul>
問題点	<p>【就労調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年収130万円未満での就労調整</li> </ul> <p>【公平性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 片働き世帯と共働き世帯の間での不公平感</li> <li>○ 第1号被保険者(例えば自営業者の妻)との関係</li> <li>○ 全額免除者・一部免除者との給付額の関係</li> </ul>	<p>【就労調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ かつて年収103万円未満での就労調整があったが、配偶者特別控除の創設により手取り収入の逆転現象は税制上解消。</li> <li>○ ただし、企業の配偶者手当が配偶者控除と連動していることや労務手続きの煩雑さを避けるため事実上就労調整が存在。</li> </ul> <p>【公平性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 片働き世帯と共働き世帯の間での不公平感</li> </ul>

### 年金保険（医療保険）における被保険者の区分



### 配偶者（特別）控除の仕組み



控除対象配偶者(納税者と生計を一にし、合計所得金額38万円以下) 控除対象配偶者以外の配偶者

(注) 個人住民税の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の限度額は、それぞれ33万円である。

# 『女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会』報告書（平成13年12月）における第3号被保険者制度関係部分 （要約）

## 1 第3号被保険者制度に対する意見・指摘等

### ① 第3号被保険者に係る給付と負担の比較について

- 第3号被保険者を抱える片働き世帯と共働き世帯の間で給付と負担の不公平があるという批判（現行制度では、夫婦世帯で標準報酬の合計が同じであれば、保険料負担は同額で老齢年金の給付も同額）。
- 第3号被保険者の家事労働により帰属所得が発生していることから、標準報酬の合計が同じであっても、片働き世帯は共働き世帯よりも保険料負担能力が高いのではないかという意見。
- 所得の低い共働き世帯から相対的に所得の高い片働き世帯への事実上の補助となっているという指摘。

### ② 第3号被保険者の保険料負担能力に関する考え方について

- 婚姻費用分担請求権や配偶者の賃金に対する潜在的な持分権の考え方をとることにより、第3号被保険者は保険料負担能力があると考えられることから、第3号被保険者制度を続けることには問題が多いとの意見。
- 短時間労働者に対し厚生年金の適用拡大を行いつつ、第3号被保険者制度を存続する場合、比較的高賃金である配偶者をもつ者が引き続き第3号被保険者にとどまると考えられ、公平性の観点からも併せて第3号被保険者制度の廃止や見直しが必要であるという意見。

### ③ 第1号被保険者と第3号被保険者の公平性について

- 第1号被保険者との均衡から、第3号被保険者にも第1号被保険者と同様の保険料負担を求めべきであるとの指摘。

### ④ 昭和60年までは専業主婦の多くは任意加入し国民年金の保険料を支払っていたことについて

- 昭和60年改正以前の制度では、専業主婦の約7割が任意加入制度によって国民年金に加入し、保険料負担をしていたのであるから、現行の制度において、専業主婦であっても保険料負担能力はあるのではないかとの指摘。

### ⑤ 第3号被保険者に対する基礎年金の水準について

- 第3号被保険者の就労意欲を積極的に高めていこうとする観点から、短時間労働者に対する厚生年金の適用を行うとともに、育児や介護等の事情で就労が困難である場合について一定の配慮を加えた上で、それ以外の期間に係る第3号被保険者に対する基礎年金給付については減額する方法も考えられるとの意見。

### ⑥ 基礎年金の税方式化による第3号被保険者問題の解決について

- 基礎年金について社会保険方式をとる現行の財政方式を改め、これを税方式化（＝目的間接税等すべて税財源による方式）することにより、国民年金のいわゆる空洞化問題への抜本的な解決策となり、すべての国民に基礎年金を保障することができるとともに、第3号被保険者問題の解決にも資するのではないかという意見。

## 2 見直し案とそれについての議論

### ① 典型化した見直し案

保険料負担を求める考え方、保険料負担を求める主体、具体的な負担の方法等の点から、次のとおり整理。

- 第Ⅰ案 第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担 (妻・定率負担)
- 第Ⅱ案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 (妻・定額負担)
- 第Ⅲ案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 (夫・定額負担)  
(第3号被保険者を抱えるグループの中でも受益に着目した負担)
- 第Ⅳ案 第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担 (夫・定率負担)  
(第3号被保険者を抱えるグループの中では負担能力に応じた負担)

この4つの案に加えて、夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目して、高賃金者である夫に対して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求め、応能負担を基本とした体系の下でその考え方を徹底することにより、実質的な公平を図るとする案(第Ⅴ案)、これらの案とは別の切り口で整理した考え方として、第3号被保険者としての扱いを受ける者を、育児や介護の期間中の被扶養配偶者に限定するという案(第Ⅵ案)も提案された。

### ② 典型化した見直し案を議論する際の主な論点

- (1) 潜在的な持分権の具体化による賃金分割という考え方について、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない中で、現段階で年金制度のみが政策として採用できるかどうか。(第Ⅰ案)
  - (2) 引き続き事業主に負担を求めることができるか、仮に求められない場合これに変わる財源をどこに求めるか。(第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ案)
  - (3) 第3号被保険者に係る保険料負担について受益に着目して負担するという考え方を導入することの是非については、応能負担と応益負担に関する制度体系の基本の選択に関わる問題として、なお綿密な議論が必要。(第Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ案)
  - (4) 定額保険料の仕組みは、保険料負担の逆進性の問題を一層拡大させることになるが、これについてどう考えるか。(第Ⅱ、Ⅲ案)
  - (5) 片働き世帯の夫(妻)に課される保険料率が共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか。また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか。(第Ⅲ、Ⅳ案)
  - (6) 第Ⅲ案及び第Ⅳ案は、所得のない第3号被保険者に係る保険料負担について、被用者間で共有すべきリスクととらえる社会連帯が崩れているという考え方を背景としているが、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるかという点も考慮しながら、十分に議論を重ねていくことが必要。(第Ⅲ、Ⅳ案)
  - (7) 第Ⅴ案については、部分的な解決策にとどまるのではないか、また、今日の税制や社会保障制度における所得再分配施策の流れの中でどのように位置付けられるか。(第Ⅴ案)
- (その他)
- 育児・介護期間中にある者以外の被扶養配偶者の扱いをどうするのか、また、育児・介護期間中にある者に対して年金制度上の特別な配慮をとることが妥当かどうか。(第Ⅵ案)
- 雇用関係のない妻自身に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き)が可能かどうか、仮に特別徴収ができなければ未納の増加を招くおそれはないか。(第Ⅰ、Ⅱ案)
- 医療保険も同じように見直すことが必要なのか。(すべての案)

各社会保険制度の保険料の仕組み及び低所得者減免

制度名	国民健康保険	国民年金	介護保険	健康保険	厚生年金
保険料の仕組み	<p>各市町村が、世帯毎に、応益割(定額)と応能割(負担能力に応じて)により保険料を賦課・徴収(4方式)</p> <p>※ 応能割は、所得割と資産割による。</p> <p>※ 所得割の基準となる所得は、総収入から必要経費(給与所得控除、公的年金等控除等)等を控除した額(注1)。</p>	<p>定額保険料 13,300円/月</p>	<p>【第1号被保険者 (65歳～)】 各市町村が、所得(注1)に応じ、5段階に分けて定額保険料を賦課・徴収(軽減の2段階は次ページ) ① 基準額×1.5 ・市町村民税本人課税(本人の合計所得金額250万円以上) ② 基準額×1.25 ・市町村民税本人課税(本人の合計所得金額250万円未満) ③ 基準額×1 ・市町村民税本人非課税</p> <p>【第2号被保険者 (40～64歳)】 加入している医療保険者毎の算定方法により保険料を算定</p>	<p>月収(標準報酬月額)の8.5% 〔政管〕労使折半 〔組合〕事業主 4.8% 被保険者 3.7% (全組合平均)</p> <p>※ 対象となる標準報酬月額の範囲は、9万8千円～98万円</p> <p>ボーナスの1.0% 〔政管〕労使折半 〔組合〕事業主 0.53% 被保険者 0.37% (実施組合(約16.3%)の平均)</p> <p>→ 平成15年4月から 総報酬制導入予定</p>	<p>月収(標準報酬月額)の17.35%(労使折半)</p> <p>※ 対象となる標準報酬月額の範囲は、9万8千円～62万円</p> <p>ボーナスの1.0%(労使折半)</p> <p>→ 平成15年4月から 総報酬制導入</p>



制度名	国民健康保険	国民年金	介護保険	健康保険	厚生年金
低所得者 保険料の減免	国民健康保険料について、所得(軽減基準所得(注1))に応じ、3区分に分けて、保険料を軽減。	【申請免除】 申請に基づき、所得に応じて免除(注2) ① 半額免除(注3) ・控除後の所得(注1)が68万円以下の者 ② 全額免除(注3) ・市町村住民税非課税者 【法定免除】 障害年金受給者、生活保護受給者等は全額免除	① 基準額×0.75 ・市町村住民税世帯非課税 ② 基準額×0.5 ・生活保護受給者 ・市町村住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	-	-
	その他	学生の納付特例制度(学生本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付免除。)(注2)	-	育児休業期間中(最大1年間)の保険料免除(本人負担分+事業主負担分)	育児休業期間中(最大1年間)の保険料免除(本人負担分+事業主負担分)
(参考) 自己負担の軽減	所得に応じ、 ・高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ ・入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減	-	所得に応じ、 ・高額介護サービス費制度における自己負担限度額の引き下げ ・入所時における食費の標準負担額の軽減	所得に応じ、 ・高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げ ・入院時食事療養費制度における標準負担額の軽減	-

(注1) 国民健康保険の軽減基準所得、国民年金保険料半額免除の控除後の所得、介護保険の保険料賦課の基準となる所得の範囲は、国民健康保険の所得割の基準となる所得の範囲とほぼ同様であるが、それぞれ若干異なる。

(注2) 申請免除、学生の納付特例制度のいずれも、10年以内であれば追納可能。

(注3) 申請免除の場合、世帯主及び配偶者も同様の基準を満たすことが必要。

## 個人への番号付与について

### 1. 番号付与の類型

#### (1) 社会保障番号

- 個人に番号を付与し、年金の受給資格や社会保障負担の納付記録管理等の社会保障分野での記録管理を主たる目的とする。アメリカやカナダにおいては、この社会保障番号が税務行政等にも利用されている。
- 根拠法は社会保障に関する法律で、付番維持管理は社会保障を所掌する機関が行う。

#### (2) 住民登録

- 全住民を対象に番号を付与し、住民管理、社会保障、税務等に利用するもの。
- 根拠法は住民登録に関する法律で、付番維持管理は個人登録のための機関又は税務当局が行う。

#### (3) 納税者番号

- 納税者登録を目的に個人に番号を付与するもの。
- 付番維持管理は税務当局が行う。

### 2. 日本における個人への番号付与

#### (1) 基礎年金番号

- 公的年金の制度運営の一層の適正化を目的に公的年金加入者等を対象とした基礎年金番号が導入されている。
- 国民年金法施行規則に基づき、社会保険庁が付番機関となっている。生涯不変の番号。
- 情報は税務等の他の行政分野での利用はされていない。

#### (2) 住民票コード

- 住民基本台帳事務の簡素・効率化、国の行政機関等への情報提供を目的とするもの。平成14年8月に導入される。
- 住民基本台帳法に基づき、市町村が付番機関となる。転居等により番号に変更があり得る。
- 情報は法令上明確に規定された行政分野に利用される。

#### (3) 納税者番号

- 政府税調等で検討されているが、未だ制度化に至っていない。

### 3. 金融資産や自営業者の取引を把握するための付番

- 金融資産や自営業者の取引を把握するために付番をするためには、対象者

に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して納税者が取引の相手方（金融機関等）に番号を告知すること

(ロ) 申告書及び取引の相手方（金融機関等）が当局に提出すべき法定資料に番号を記載すること

を義務づけることによって、対象者に関する資料を、その番号をキーとしてマッチングして整理し、管理することが必要。

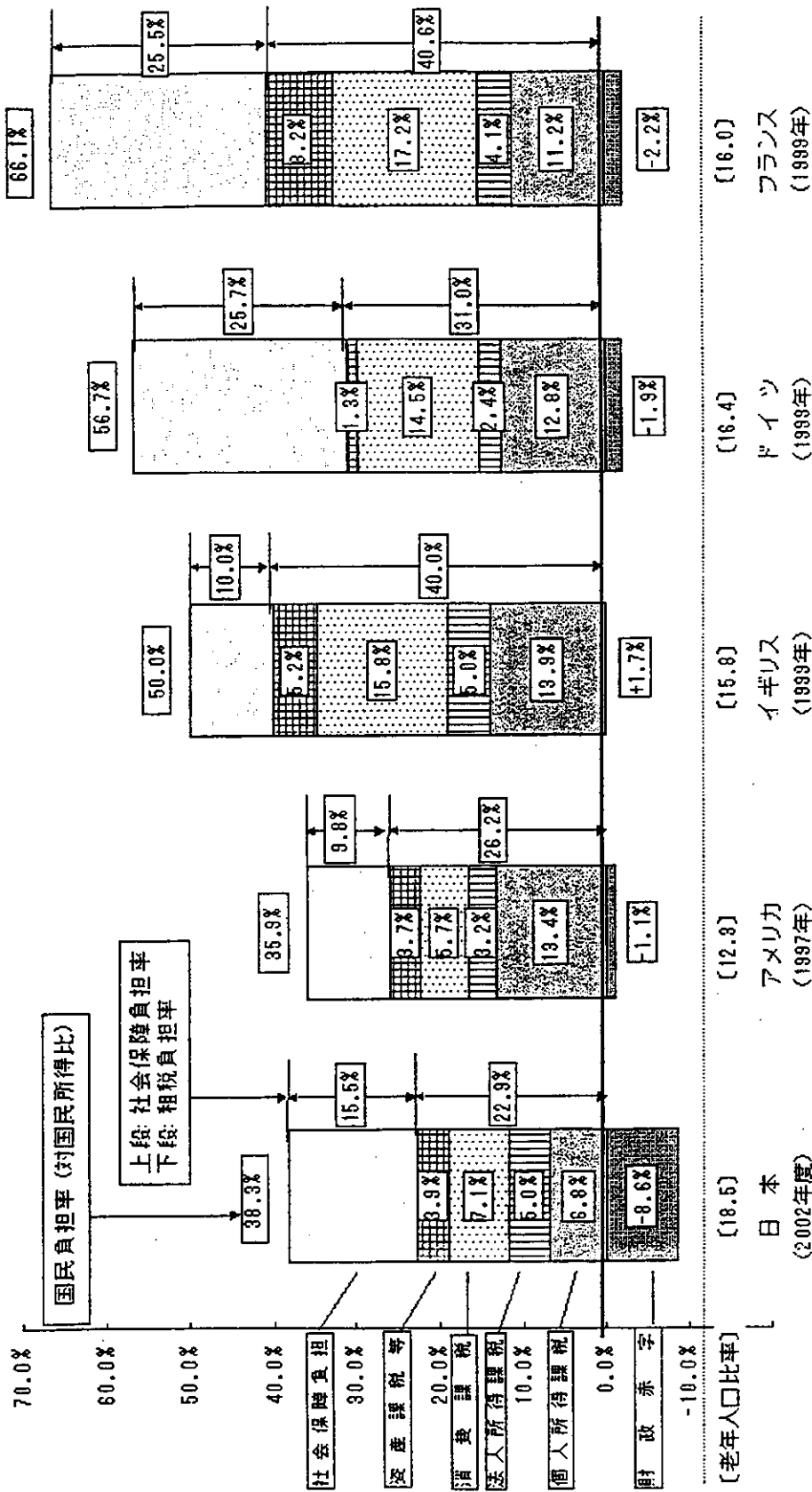
○ 現在の日本での付番制度である基礎年金番号及び住民票コードをこのような観点から検討すると以下のようなメリット・デメリットがある。

	基礎年金番号	住民票コード
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面においても活用可能。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 外国人を除く居住者全てが対象であり、住所異動を正確に把握できる。</li><li>○ 住民票コードについて法律上の根拠がある。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>● 年金非対象者については自主申請とならざるを得ないことから、全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じうる。</li><li>● 基礎年金番号について法律上の根拠がない（厚生省令で規定）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面では活用できない。</li><li>● 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要がある。</li></ul>

主要国における納税者番号制度の概要(未定稿)

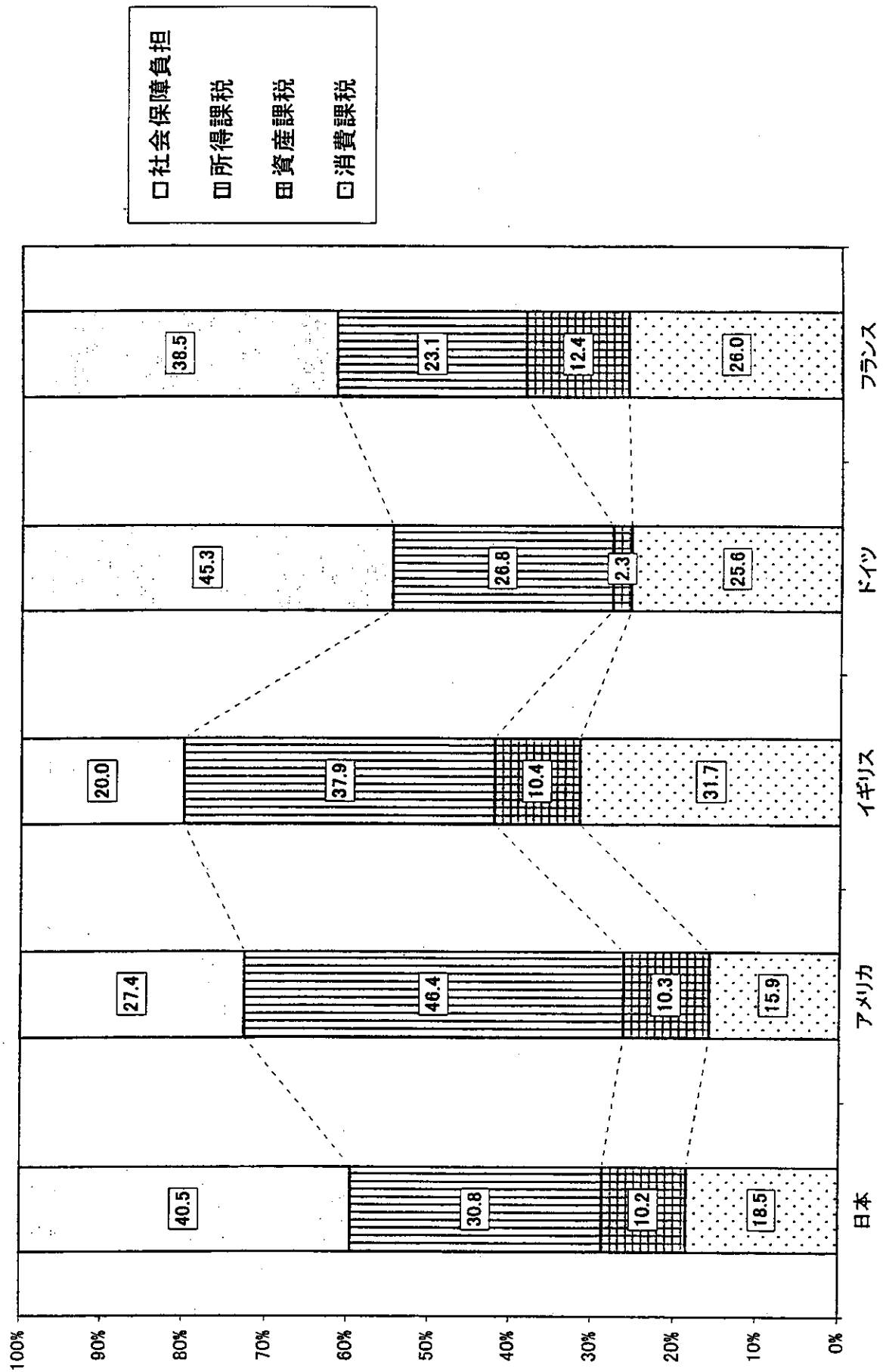
国名	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (2000年現在)	付番管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約3億8,100万人 (累積数) (1997年現在)	2億8,142万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,075万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	534万人	内務省中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	887万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	449万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,728万人	内務部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	402万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,775万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,916万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

# 国民負担率の内訳の国際比較 (日米英独仏)



(注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」及び「National Accounts (OECD)」により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

租税負担と社会保障負担の構成比率の国際比較(平成11年)



ただし、日本は2002年度(平成14年度)予算ベース、アメリカは1997年度。

# 社会保障の給付と負担の見通し

— 平成12年10月改訂版 —

本推計は、本年1月に新しい「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」が公表されたことを踏まえ、「社会保障の給付と負担の見通し（平成12年10月推計）」に必要な修正を行ったものである。

平成14年5月

厚生労働省

[基礎年金の国庫負担割合が1/3の場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	82	22 1/2	91 (100)	24 (23 )	110 (127)	26 1/2 (26 )	176 (207)	31 1/2 (31 1/2)
年金	44	12	48 (53)	13 (12 )	57 (67)	14 (13 1/2)	84 (99)	15 (15 )
医療	26	7	28 (32)	7 1/2 (7 1/2)	35 (40)	8 1/2 (8 )	60 (71)	11 (11 )
福祉等	12	3 1/2	14 (16)	3 1/2 (3 1/2)	17 (21)	4 (4 1/2)	32 (36)	5 1/2 (5 1/2)
うち介護	5	1	6 (7)	1 1/2 (1 1/2)	8 (10)	2 (2 )	20 (21)	3 1/2 (3 )
社会保障に係る負担	82	22 1/2	86 (99)	23 (23 )	103 (122)	25 (25 )	182 (204)	32 1/2 (31 )
保険料負担	58	16	59 (69)	15 1/2 (16 )	70 (85)	17 (17 1/2)	124 (142)	22 (21 1/2)
公費負担	24	6 1/2	27 (29)	7 (7 )	33 (37)	8 (7 1/2)	58 (62)	10 1/2 (9 1/2)
国民所得	365	-	376 (433)	-	414 (490)	-	557 (660)	-

注:1. 括弧内は平成12年10月推計による推計値である。  
 2. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約52 1/2%程度となる。  
 なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度(予算ベース)対国民所得比で約8.6%となっている。



[平成16年から基礎年金の国庫負担割合を1/2とした場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI	兆円	対NI	兆円	対NI	兆円	対NI
社会保障給付費	82	22 1/2	91 (101)	24 (23 )	110 (128)	26 1/2 (26 )	176 (207)	31 1/2 (31 1/2)
年金	44	12	48 (53)	13 (12 )	58 (67)	14 (13 1/2)	84 (100)	15 (15 )
医療	26	7	28 (32)	7 1/2 (7 1/2)	35 (40)	8 1/2 (8 )	60 (71)	11 (11 )
福祉等	12	3 1/2	14 (16)	3 1/2 (3 1/2)	17 (21)	4 (4 1/2)	32 (36)	5 1/2 (5 1/2)
うち介護	5	1	6 (7)	1 1/2 (1 1/2)	8 (10)	2 (2 )	20 (21)	3 1/2 (3 )
社会保障に係る負担	82	22 1/2	87 (99)	23 (23 )	104 (123)	25 (25 )	180 (203)	32 1/2 (31 )
保険料負担	58	16	57 (67)	15 (15 1/2)	67 (82)	16 (16 1/2)	116 (134)	21 (20 1/2)
公費負担	24	6 1/2	30 (32)	8 (7 1/2)	37 (41)	9 (8 1/2)	64 (69)	11 1/2 (10 1/2)
国民所得	365	-	376 (433)	-	414 (490)	-	557 (660)	-

注:1. 括弧内は平成12年10月推計による推計値である。  
 2. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約52 1/2%程度となる。  
 なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度(予算ベース)対国民所得比で約8.6%となっている。

〔推計の前提〕

	平成12年10月推計の前提	今回推計
(1) 経済前提	<p>名目賃金上昇率 年率 2.5%</p> <p>物価上昇率 年率 1.5%</p> <p>運用利回り 年率 4.0%</p> <p>名目国民所得の伸び率</p> <p>2010年度まで 年率 2.5%</p> <p>2011年度以降 年率 2.0%</p>	<p>2007年度までについて、</p> <p>名目賃金上昇率 年率 1.0%</p> <p>物価上昇率 年率 0.0%</p> <p>運用利回り 年率 2.5%</p> <p>名目国民所得の伸び率 年率 1.0%</p> <p>に修正。</p>
(2) 人口推計	<p>国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」 (平成9年1月推計)の中位推計による。</p>	<p>国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」 (平成14年1月推計)の中位推計による。</p>
(3) 年金	<p>平成11年財政再計算に基づき推計(現行制度)。</p>	<p>平成11年財政再計算に上記の経済前提及び平成14年1月将来推計人口の影響を織り込んだ推計(現行制度)。</p>
(4) 医療	<p>平成10年度実績を足下とし、最近の1人当たり医療費の伸び(3%程度 平成2～11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して医療費を伸ばして推計(改正前)。</p>	<p>平成14年度予算を足下とし、最近の1人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、老人医療費3.2% 平成7～11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)及び一般の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。</p>
(5) 福祉等	<p>a. 介護 各市町村における介護保険事業計画及び平成12年度予算に基づき、賃金上昇率(年率2.5%)を勘案して推計。</p> <p>b. 介護以外 人口や経済の伸び率を勘案して推計。</p>	<p>平成14年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して推計。 人口や経済の伸び率を勘案して推計。</p>

(参考)

(社会保障に係る負担の内訳)

[基礎年金の国庫負担割合が1/3の場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障に係る負担	82	22 1/2	86 (99)	23 (23)	103 (122)	25 (25)	182 (204)	32 1/2 (31)
年金	43	12	44 (51)	11 1/2 (12)	50 (61)	12 (12 1/2)	90 (96)	16 (14 1/2)
医療	26	7	28 (32)	7 1/2 (7 1/2)	35 (40)	8 1/2 (8)	60 (71)	11 (11)
福祉等	13	3 1/2	14 (16)	3 1/2 (3 1/2)	17 (21)	4 (4 1/2)	32 (36)	5 1/2 (5 1/2)
うち介護	5	1	6 (7)	1 1/2 (1 1/2)	8 (10)	2 (2)	20 (21)	3 1/2 (3)
保険料負担	58	16	59 (69)	15 1/2 (16)	70 (85)	17 (17 1/2)	124 (142)	22 (21 1/2)
年金	36	10	36 (42)	9 1/2 (10)	42 (51)	10 (10 1/2)	77 (83)	14 (12 1/2)
医療	17	4 1/2	17 (20)	4 1/2 (4 1/2)	21 (25)	5 (5)	33 (42)	6 (6 1/2)
福祉等	6	1 1/2	6 (7)	1 1/2 (1 1/2)	7 (9)	2 (2)	14 (17)	2 1/2 (2 1/2)
うち介護	2	1/2	2 (3)	1/2 (1/2)	4 (5)	1 (1)	9 (9)	1 1/2 (1 1/2)
公費負担	24	6 1/2	27 (29)	7 (7)	33 (37)	8 (7 1/2)	58 (62)	10 1/2 (9 1/2)
年金	7	2	8 (9)	2 (2)	9 (10)	2 (2)	13 (14)	2 1/2 (2)
医療	9	2 1/2	11 (12)	3 (3)	14 (15)	3 1/2 (3)	27 (29)	5 (4 1/2)
福祉等	7	2	8 (9)	2 (2)	10 (12)	2 1/2 (2)	18 (19)	3 1/2 (3)
うち介護	3	1/2	3 (4)	1 (1)	5 (6)	1 (1)	11 (11)	2 (1 1/2)

注:括弧内は平成12年10月推計による推計値である。

(参考)

(社会保障に係る負担の内訳)  
[平成16年から基礎年金の国庫負担割合を1/2とした場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障に係る負担	82	22 1/2	87	23	104	25	180	32 1/2
年金	43	12	44	12	51	12 1/2	88	16
医療	26	7	(51)	(12)	(62)	(12 1/2)	(96)	(14 1/2)
福祉等	13	3 1/2	(32)	(7 1/2)	(40)	(8)	(71)	(11)
うち介護	5	1	(16)	(3 1/2)	(21)	(4 1/2)	(36)	(5 1/2)
保険料負担	58	16	(67)	(15 1/2)	(82)	(16 1/2)	(134)	(20 1/2)
年金	36	10	(40)	(9)	(48)	(10)	(75)	(11 1/2)
医療	17	4 1/2	(20)	(4 1/2)	(25)	(5)	(33)	6
福祉等	6	1 1/2	(7)	(1 1/2)	(9)	(2)	(17)	(2 1/2)
うち介護	2	1/2	(3)	(1/2)	(5)	(1)	(9)	(1 1/2)
公費負担	24	6 1/2	(32)	(7 1/2)	(41)	(8 1/2)	(69)	(10 1/2)
年金	7	2	(12)	(2 1/2)	(14)	(3)	(20)	(3)
医療	9	2 1/2	(12)	(3)	(15)	(3)	(27)	5
福祉等	7	2	(9)	(2)	(12)	(2 1/2)	(18)	(3 1/2)
うち介護	3	1/2	(4)	(1)	(6)	(1)	(11)	(1 1/2)

注:括弧内は平成12年10月推計による推計値である。